芦屋市 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

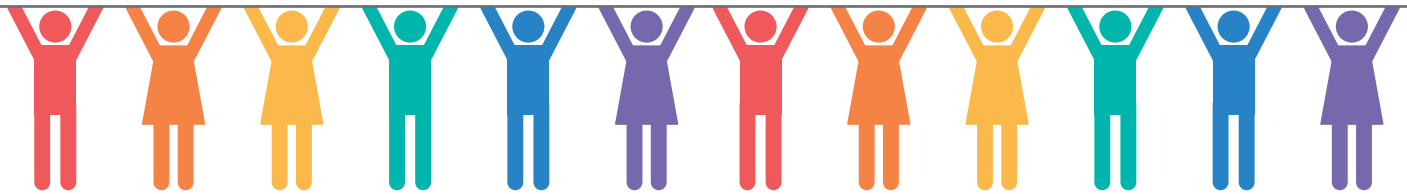

令和2年5月17日に開始しました

5月17日は世界保健機関（WHO）が同性愛を国際疾病分類から除外し、性的マイノリティの権利の侵害に対する認識を広め、関心を高めることを目的とした記念日。日本では、2014 年から「多様な性にYESの日」として認定されています。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

この制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティであるパートナーと、パートナーの子又は親に対して、市がパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓書受領証の交付を行うものです。法的効力はありませんが、パートナーとそのご家族が自分らしく生きることができるよう、また、性的マイノリティの方への理解の促進や性の多様性を尊重する社会の実現を目指して導入した制度です。

宣誓ができる人

パートナーシップの宣誓

- 一方または双方が性的マイノリティである
- 双方が宣誓の当日に成年である
- 一方または双方が芦屋市民、または芦屋市へ転入を予定している
- 双方に配偶者（事実上の婚姻関係を含む）がいない
- 宣誓相手以外の人とパートナーシップ関係にない
- 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと
  ※養子縁組を除く

ファミリーシップの宣誓

- パートナーシップ関係にある者の子又は親であること
- 15歳以上の子又は親が宣誓する場合は、本人の同意が必要

※無地のものもあります。

宣誓の方法

宣誓を希望される方は、事前に電話等で宣誓書受領証の交付日時を予約してください。

宣誓書受領証の交付

予約した日時に、本人確認書類を持参の上、双方そろってお越しください。
「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」を交付します。

近隣自治体との連携

連携協定を締結している自治体から転出入し、引き続き制度を利用する場合、手続が簡素化されます。

共通啓発ロゴを作成しました

ALLY（アライ：性的マイノリティを理解し、応援する人）を増やす取り組みとして、連携協定市で共通啓発ロゴを作成しました。

ALLY

詳細は芦屋市のホームページをご覧ください。

芦屋市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 検索

市民・事業者の皆様へのお願い

同性カップルは民法上の婚姻関係がなく、事実婚ともみなされないことから、例えば、同居のために家を借りるとき、職場での福利厚生、病院での面会や治療の同意において、親族として認められないなどのさまざまな問題に直面します。

本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、趣旨をご理解いただき受領証の活用など皆様のご協力をお願いいたします。

受領証を活用できる芦屋市の制度

- 災害見舞金の支給
- 市営住宅の入居申込
- 犯罪被害者等への遺族支援金の支給および日常生活の支援など

※利用できるサービスが広がるよう、民間事業者へも周知していきます。

大切なこと

もしも、カミングアウトされたら・・・

カミングアウトとは、自分が性的マイノリティであることを自分の意思で他の人に伝えることです。カミングアウトされたということは、あなたを信頼しているからです。

まずは、受容的な態度で受け止めましょう。「大切なことを伝えてくれてありがとう」「何かできることはありますか」などと声をかけると良いかもしれません。

また、アウティングにならないようにどこまで伝えていいかを確認しましょう。

大切なこと

“アウティング”は許されない行為です

受領証の提示を受けた方は、本制度を利用する方の性的指向・性自認や、本制度を利用していることについては、**本人の許可なく口外しない**ようお願いいたします。

本人の許可なくその人の性的指向や性自認を第三者に伝えることを「アウティング」と言います。アウティングは人格権やプライバシー権を著しく侵害する許されない行為です。

問い合わせ先

芦屋市 市民生活部市民室 人権・男女共生課

TEL：0797-38-2055